

昭和54年3月30日

浜松市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、母子家庭等の福祉の増進を図るため市が行う医療費の助成について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配偶者のない者 現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準じる次に掲げる者をいう(市内に住所を有する者に限る。)

ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の生死が明らかでない者

イ 配偶者から遺棄されている者

ウ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者

エ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

オ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

(2) 児童 20歳の誕生日(その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。)の前日が属する月の末日までの間にある者をいう。

(3) 父母のない児童 父母(実父母及び養父母をいう。以下同じ。)と死別した児童及びこれに準じる次に掲げる児童をいい、配偶者のない者が扶養している児童を除く。

ア 父母の生死が明らかでない児童

イ 父母から遺棄されている児童

ウ 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

エ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童

オ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

(4) 父母のない児童を扶養する者 市内に住所を有する者で、父母のない児童を扶養するものをいう。

(5) 社会保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年

法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。

- (6) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付(食事療養及び訪問看護に係るものを除く。以下同じ。)を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。

(平20規則48・平21規則37・平25規則53・一部改正)

(医療費の助成)

第3条 市長は、配偶者のない者で児童を扶養しているもの若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童(以下これらを「受給資格者」という。)が保険医療機関等で治療を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者に対し、当該各号に定める額(社会保険各法の規定に基づき支給される当該各号に定める医療に係る高額療養費の額及び医療保険の付加給付の額を控除した額)から同一月の診療につき保険医療機関等(薬局を除く。)ごとに500円(当該保険医療機関等に対する医療費の支払額が500円に満たない場合は、その額)を控除した額を医療費として助成する。ただし、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

- (1) 社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合 当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により当該配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者が負担すべき額
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定による養育医療の給付を受ける場合 同法第21条の4第1項の規定により市長に納付する額
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項、第20条第1項又は第24条の20第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付又は障害児入所医療費の支給を受ける場合 同法第19条の2の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関に納付する額、同法第56条第2項の規定により市長に納付する額(同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。)及び同法第24条の20の規定により指定障害児入所施設等に納付する額
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による措置を受ける場合 同法第31条の規定により都道府県知事に納付する額
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の規定により自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第2号に係るものを除く。）の支給を受ける場合 同法第58条の規定により指定自立支援医療機関に納付する額

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定による特定医療費の支給を受ける場合 同条の規定により指定医療機関に納付する額

(7) 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成2年静岡県告示第1115号）第6条第1項の規定により承認を受けた医療の給付を受ける場合 同告示第3条の規定により負担する額

(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担を受ける場合 同法第37条第2項及び第37条の2第1項の規定により感染症指定医療機関及び結核指定医療機関に納付する額

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、医療費は助成しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている世帯（保護の停止を受けている世帯を除く。）に属する場合

(2) 児童福祉法第22条の規定により助産施設に入所している場合

(3) 扶養する児童が児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院等に入所している場合（同法第27条第2項の規定による指定発達支援医療機関への治療等の委託をされた場合を含む。）

（平18規則32・平18規則74・平19規則76・平20規則38・平21規則37・平24規則36・平25規則24・平25規則53・平26規則87・一部改正）

（助成の制限）

第4条 受給資格者に前年分（1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年分。以下同じ。）の所得税が課されているとき（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、その年の10月から翌年9月までは、医療費を助成しない。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の3及び第84条第1項の規定にかかわらず所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用するとしたならば、当該所得税が課されないこととなるとき。

(2) 受給資格者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に該当する場合（当該受給資格者を所得税法第2条第1項第30号イに規定する夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は同号ロに規定する夫と死別した後婚姻をしていない者とみなしたならば同号に規定する寡婦に該当する場合に限る。）又は同令第1条の2第2号に該当する場合（当該受給資格者を同項第31号に規定する妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者とみなしたならば同号に規定する寡夫に該当する場合に限る。）であつて、それぞれ当該受給資格者を同項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫とみなして同法第81条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の規定を適用し、かつ、所得税法第2条第1項第34号の3及び第84条第1項の規定にかかわらず旧所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用するとしたならば、当該所得税が課されないこととなるとき。

2 前項に規定するもののほか、受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で当該受給資格者と生計を一にするもの（父母のない児童にあつては、当該受給資格者と生計を一にする者を含む。）に前年分の所得税が課されているとき（前項第1号に該当する場合を除く。）は、その年の10月から翌年9月までは、医療費を助成しない。

（平25規則24・平25規則53・平27規則98・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、社会保険各法の被保険者証その他市長が必要があると認める書類を提示しなければならない。この場合において、市長が認める場合は、これらの書類の全部又は一部の添付又は提示を省略することができる。

(1) 医療保険の付加給付がある場合にあつては、当該付加給付の内容を証する書類

(2) 申請日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有しなかった場合にあつては、前条に定める助成の制限に該当しないことを証する書類

(3) 前条に定める助成の制限に該当しないことについての調査に関する同意書（前号に該当する場合を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（平21規則37・一部改正）

（受給者証の交付等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、内容を審査の上、母子家庭等医療費助成金受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）を申請者に交付する。

2 市長は、前項の場合において申請者が助成の対象とならないときは、理由を示してその旨を申請者に通知するものとする。

(受給者証の有効期限)

第7条 受給者証の有効期限は、受給者証の交付の日から1年以内の9月30日までとする。

(平25規則53・一部改正)

(受給者証の更新申請)

第8条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の更新を受けようとするときは、毎年8月1日から8月31日(市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日)までの間に第5条に規定する手続の例により受給者証の更新を申請しなければならない。

(平25規則53・一部改正)

(受給者証の再交付)

第9条 受給者は、受給者証を損傷し、又は紛失したときは、母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更届)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに母子家庭等医療費助成金受給資格認定申請事項変更届(第4号様式)に受給者証その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、第3号に該当するときは社会保険各法の被保険者証を、第5号に該当するときは市長が必要があると認める書類を市長に提示しなければならない。

- (1) 受給者又は受給資格者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 受給資格者に異動があったとき。
- (3) 加入している医療保険を変更したとき。
- (4) 医療保険の付加給付の内容に変更があったとき。
- (5) 振込先金融機関を変更したとき。

(平20規則48・一部改正)

(受給資格喪失届)

第11条 受給者は、受給資格者が医療費の助成を受けることができる資格を喪失したときは、速やかに母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届(第5号様式)に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該受給者に支給すべき医療費の助成金があるときは、当

該届出義務者にこれを支給することができる。

(助成対象期間)

第12条 医療費の助成は、第5条の規定による申請書の提出があった日の翌日から受給資格者が医療費の助成を受けることができる資格を喪失した日まで行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める日からとする。

(1) 受給資格者が他の市町村から本市の区域内に転入した場合において、転入した日後14日以内に第5条の規定による申請書の提出があったとき 転入届をした日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により第5条の規定による申請書を提出することができなかった場合において、当該やむを得ない理由がやんだ日後14日以内に当該申請書の提出があったとき 当該やむを得ない理由が生じた日

(助成金の支給の申請)

第13条 受給者は、助成金の支給を受けようとするときは、1月分ごとに母子家庭等医療費助成金支給申請書(第6号様式)に保険医療機関等の証明書その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が静岡県内の保険医療機関等で診療を受ける際に受給者が受給者証を提示した場合において、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、受給者から市長に前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(権利の消滅)

第15条 助成金の支給を受ける権利は、診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年間第13条第1項の規定による申請がなかったときは、消滅するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第17条 医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該医療費の助成を受けた者又は助成を受けようとする者は、速やかに第三者の行為による被害届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第18条 市長は、配偶者のない者又は児童が疾病又は負傷について損害賠償を受けたと

きは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(添付書類の省略)

第19条 この規則により申請書又は届出書に添えて提出すべき書類は、証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(細目)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 市長は、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村（以下「編入市町村」という。）の編入の日前に、編入市町村においてこの規則による医療費の助成に類するものとして別に定めるものを受けていた者に対し、第5条の規定にかかわらず、別に定めるところにより第6条第1項に規定する受給者証を交付することができる。

(平17規則88・全改)

附 則（昭和55年3月31日浜松市規則第21号）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則の規定は、昭和55年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年1月31日浜松市規則第3号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月31日浜松市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日浜松市規則第55号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月30日浜松市規則第38号）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日浜松市規則第53号）

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成6年12月15日浜松市規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、平成6年10月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日浜松市規則第28号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2号の規定は、平成8年4月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日浜松市規則第26号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成10年4月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月30日浜松市規則第66号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成16年3月23日浜松市規則第15号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月29日浜松市規則第79号）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則（以下「新規規則」という。）の規定は、平成16年12月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されている母子家庭等医療費助成金受給者証（以下「旧受給者証」という。）は、この規則による改正前の浜松市母子家庭等医療費助成規則第7条の規定にかかわらず、施行日からその効力を失う。この場合において、市長は、旧受給者証の交付を受けていた者に対し、新規規則第8条の規定にかかわらず、旧受給者証の更新を行うものとする。

附 則（平成17年3月24日浜松市規則第22号抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日浜松市規則第88号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日浜松市規則第32号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 第6条の規定による改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則第3条第1項の規定は、



平成18年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日浜松市規則第74号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日浜松市規則第76号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日浜松市規則第38号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日浜松市規則第48号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日浜松市規則第37号抄）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日浜松市規則第36号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（浜松市母子家庭等医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第8条の規定による改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則第3条の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日浜松市規則第24号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第5号の改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、平成23年分以後の所得税を適用する場合について適用し、平成22年分以前の所得税を適用する場合については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月14日浜松市規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第8条の改正は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 施行日から平成25年9月30日までの間に受けた医療に係る医療費に対する新規則第4条の規定の適用については、同条中「前年分（1月から9月までの間に受けた医療

に係る医療費については、前々年分)」とあるのは「平成24年分」と、「その年の10月から翌年9月まで」とあるのは「平成25年7月から9月まで」とする。

- 4 施行日から平成25年9月30日までの間に母子家庭等医療費助成金受給者証を交付する場合における新規則第7条の規定の適用については、同条中「受給者証の交付の日から1年以内の9月30日」とあるのは、「平成26年9月30日」とする。

附 則（平成26年12月26日浜松市規則第87号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（浜松市母子家庭等医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第6条の規定による改正後の浜松市母子家庭等医療費助成規則第3条の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月29日浜松市規則第98号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日浜松市規則第119号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。